

平成16年度に実施した完了後の事後評価について

【公共事業関係費】

事業区分		事後評価実施箇所数				事後評価結果			
		5年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
河川事業	直轄事業等	14	0	1	15	1	0	14	0
ダム事業	直轄事業等	12	0	0	12	0	1	11	0
海岸事業	補助事業	2	0	0	2	0	0	2	0
道路・街路事業	直轄事業等	19	0	0	19	1	1	17	0
	補助事業等	7	0	0	7	0	0	7	0
港湾整備事業	直轄事業	4	0	0	4	0	0	4	0
都市・幹線鉄道整備事業		3	0	0	3	0	0	3	0
航路標識整備事業		18	0	0	18	0	0	18	0
合 計		79	0	1	80	2	2	76	0

【その他施設費】

事業区分		事後評価実施箇所数				事後評価結果			
		5年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
官庁営繕事業		29	0	0	29	0	0	27	2
気象官署施設整備事業		1	0	0	1	0	0	1	0
合 計		30	0	0	30	0	0	28	2

【総計】

事業区分		事後評価実施箇所数				事後評価結果			
		5年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
総 計		109	0	1	110	2	2	104	2

注1 事後評価対象基準について

- 5年以内：事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業
- 再事後評価：前回の事後評価の際、その後の時間の経過、改善措置の実施等により効果の発現が期待でき、改めて事後評価を行う必要があると判断した事業
- その他：上記以外の理由で事後評価の実施の必要が生じた事業

注2 事後評価結果について

- 再事後評価：事後評価の結果、再度事後評価の実施が必要な場合
- 改善措置：事後評価の結果、改善措置の実施が必要な場合
- 対応なし：事後評価の結果、再事後評価、改善措置が必要ない場合

注3 直轄事業等には、公団、特殊法人、独立行政法人等を含む